

【スポーツランド信州 フリー走行規約】

スポーツランド信州において安全にフリー走行を楽しんで頂くために、ドライバー及び同伴者は必ず本規約をお読み頂き、遵守をお願い致します。規約事項に違反した場合は、走行は中止とし、退場とさせて頂きます。

(フリー走行日・開催時間)

第1条 走行日は、スポーツランド信州株式会社（以下「当社」と称す。）が設定した日（設定日は、ホームページのカレンダーを参照。）に実施するものとし、時間割は以下の通りとする。

ゲートオープン：07：00
走行時間：09：00～15：00
完全撤収：16：00

(申込方法)

第2条 フリー走行日の1週間前までに、当社へお電話（090-4756-4586）或いは、ホームページのお問い合わせフォームよりお申込み下さい。

ただし、フリー走行日1週間前において、参加人数が第4条に規定の最低催行人数に達し、フリー走行の開催が確定した場合は、走行日の前日まで、参加の申し込みを受け付けます。お申込みの際は、以下の項目をお伝え下さい。

- ・お名前
- ・参加車両名（ランサー・インプレッサ・86・スイフトスポーツ、など）
- ・料金の支払い方法（事前振込または当日現金払い）

(走行料金・支払い方法)

第3条 走行料金は別途定める料金表（ホームページ参照）に準ずる。

同一車両で複数人が走行する場合も、フリー走行を行う人数分を支払うこと。

同乗走行での同乗者については無料とします。

料金の支払いは、当日現金での支払いか、走行日の3日前までに以下の口座への振込とする。

八十二銀行 松代支店 普通 0505839 スポーツランド信州株式会社

(最低催行人数)

第4条 フリー走行の最低催行人数は5名とする。人数を基準とするため、1台の車両を5人のドライバーで使用する場合も開催します。開催確定日は走行日の1週間前とし、その時点で申し込みが4名以下の場合は、当該走行日は中止とする。

ただし、申込者が4名以下の場合でも、5名分の走行料金を支払う場合は開催します。

(誓約書)

第5条 フリー走行を行うものは当社制定の誓約書に所定事項を記載し当社に提出し、その内容を遵守すること。

(服装)

第6条 ドライバーおよび同乗者の服装は以下の通りとする。

ヘルメット：フルフェイスもしくはジェット型を装着。（半キャップ不可）

グローブ：レーシンググローブを装着。

衣類：長袖・長ズボンで、着火しやすい化学繊維の衣類は極力避ける。

靴：レーシングシューズ等、運転に支障の無い靴の着用。（サンダルは不可）

(走行車両)

第7条 フリー走行にて走行できる車両は、スポーツ走行に支障が出ないレベルに整備された車両とし、当社が危険とみなした車両については、走行を禁止する。

詳細については、以下の通り。

- ・ロールバー：4点式以上のロールバー装着を推奨する。オープンカーについては、4点式以上のロールバーの装着を義務とする。

- ・ベルト：4点式以上のベルトを推奨する。オープンカーについては、4点式以上のベルトの装着を義務とする。

- ・油脂類：コース上に漏れないよう、ドレンプラグやフィラーキャップはしっかりと閉めること。

- ・バッテリー：車両火災予防のため、しっかりとボディーに固定すること。

キルスイッチ装着車両については、火花着火による車両火災を防ぐため、バルクヘッド近辺の配線の被覆を完全に行うこと。

(不可抗力による走行中止)

第8条 自然現象等により、走行が不可能、または著しく危険と当社が判断した場合には、走行を中止することがある。走行開始時刻である9:00以前に中止決定された場合のみ走行料金を払い戻す。

(損害に対する責任事項)

第9条 施設使用中に発生した事故ならびに第三者に対する損害賠償等は、すべて当事者同士で解決するものとし、当社への請求は行わないこと。また、当社施設に損傷を与えた場合は、当社からの修復費用の請求に基づき遅滞なく支払うこと。

同乗走行時に同乗者が怪我等した場合は、ドライバー及び同乗者の責任と負担において対処すること。

(その他)

- 第10条
- ・スポーツランド信州が定めるその他事項を遵守すること。
 - ・ギャラリーのコース内への立入りは禁止とする。
 - ・スポーツランド信州周辺での公道における暴走行為や騒音を発生させる行為は避けること。もしこの様な行為が行われた場合、以後の当社内での走行を制限あるいは禁止することもある。
 - ・ドローンを許可なく飛行させることは禁止とする。
 - ・ペットを同伴する場合は、飼い主の責任において適切に管理をするものとし、万一ペットによりトラブルが発生した場合は、飼い主がその責任と負担において解決するものとする。

以上